平成２３年（フ）第１８７８号
愛知県北名古屋市六ツ師女夫越９番地
債務者　中村　栄治
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１７５３号
札幌市豊平区平岸１条１丁目５番３―101号
債務者　大内　基行
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　和樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月11日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３４１号
札幌市中央区南９条西４丁目３番15―1203号
債務者　平野　正樹
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本佐和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月15日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６３３号
愛知県半田市岩滑高山町３丁目133番地の１Ｂ棟
債務者　平野由美子
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関谷慶一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３２５号
長崎県長崎市竹の久保町５番13号　江村ハイツ201
債務者　森田　勝彦
1　決定年月日時　平成23年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲斐多佳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４８号
長崎県長崎市田手原町368番地
債務者　小田原直樹
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月16日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２８号
熊本県上天草市松島町合津4706番地１、住民票上の住所福岡市博多区神屋町４番３―1005号
債務者　赤松　治仁
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　浩一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月10日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２３年（フ）第２６５号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13508番地８
債務者　廣田　弘志
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大迫　敏輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２６６号
宮崎県児湯郡川南町大字川南13508番地８
債務者　廣田　昌子
1　決定年月日時　平成23年８月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大迫　敏輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月11日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３８２号
札幌市北区屯田７条９丁目１番６号
債務者　後藤　恒雄
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　眞紀世
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５号
北海道苫小牧市新明町４丁目４番６号　明美荘
債務者　本田　由佳（旧姓袖村）
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後１時35分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　泰斗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月15日午後３時
5　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１９２号
北海道帯広市西20条南５丁目32番16号
債務者　田崎　勝夫
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木涼太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第４３６号
岐阜市則武中４丁目12番８号
債務者　墨　　善勝
1　決定年月日時　平成23年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松井　義孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月18日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第４２７号
埼玉県越谷市大字恩間219番地２
債務者　坂本　真一
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４３６号
埼玉県北葛飾郡杉戸町清地１丁目３番６号　コーポ高橋105
債務者　清水　喜信
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第４４３号
埼玉県草加市谷塚町1724番地11　岡本荘102号
債務者　大谷　靖男
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第２７３号
埼玉県熊谷市箱田６丁目17番４号
債務者　布施　雄二
1　決定年月日時　平成23年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部